

能登半島地震に関する対応と 日々の学校における安全管理

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付

能登半島地震における公立学校施設における被害状況

◆ 石川県,新潟県,富山県,福井県など約900校に被害

(一時休校となった石川県においても、他校を間借りするなどしてすべての学校で始業済み)

◆ 主な被害：がけ崩れ、敷地内地面亀裂、校舎壁の落下、ガラス破損 等

これまでの学校耐震化の推進により、倒壊被害は生じなかったが、引き続き、非構造部材の耐震化や老朽化対策、防災機能強化が必要



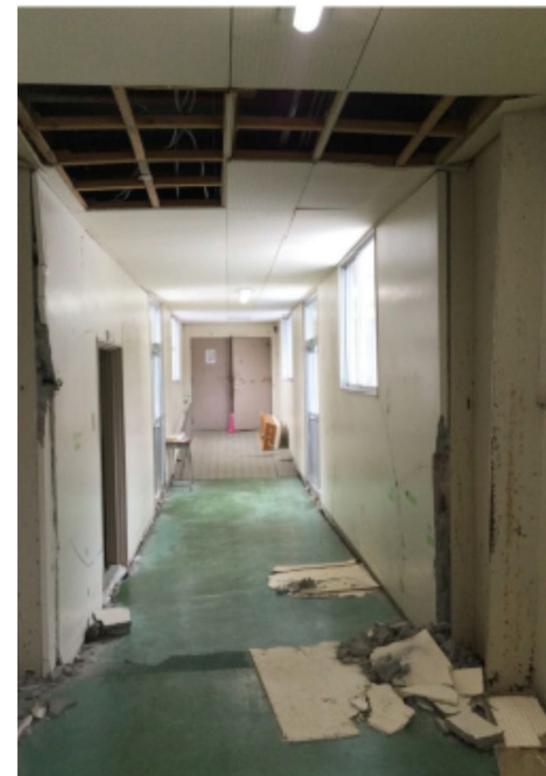
避難所として活用される学校体育館



校舎前地盤が崩れ、地中杭が露出



外壁の落下



天井、内壁の落下

■ 文部科学省の主な取組（参考）

< 2次避難先を含む子供の環境に応じた学びの継続、学用品の紛失等への対応 >

- **集団避難先への教職員派遣**
追加に必要な教職員について、文部科学省職員を含め他の都道府県・指定都市等から派遣（1/26から3/22まで、延べ55都道府県市1独立行政法人290名）
- **学習継続方法等の提示**
学校の再開状況や通信環境の状況など児童生徒を取り巻く環境に応じた方法や工夫、留意点等を整理し、教育委員会に提示。
- **スクールカウンセラー派遣**
追加に必要な10名程度について、文部科学省等で調整し、他の都道府県・指定都市から派遣（1/26以降、延べ22都道府県約110名（5/14時点））
- **子供の活動場所作りの支援**
被災地の子供への学習・体験活動の提供支援、被災地の子供たちへのリフレッシュ・キャンプ等の実施
- **2次避難に伴う転入学・一時的な児童生徒の弾力的な受入れ**
教育委員会への通知、Q&A・フローチャート、自治体が保護者に分かりやすく情報提供できるように保護者向けのリーフレットの作成。自治体への個別助言も実施。
- **1人1台端末等の無償貸与**
Google社より約1500台の端末とWi-Fiルーターを確保し、無償貸与（珠洲市分約100台、輪島市分(市内分約200台、集団避難分約80台)、県立学校分約200台等、配布済。）
- **教科書の無償給与への支援、家計が急変した児童生徒に対する修学支援**
- **スクールバス等による通学支援**
スクールバスの運行委託経費や公共交通機関の交通費を補助。小中学校のほか、高校も支援対象に追加。
- **ポータルサイト構築支援**
学用品の提供等の児童生徒等への支援のマッチングを促すポータルサイトの構築を支援（2/8より運用開始）。

< 本格的な学校再開に向けた施設の早期復旧 >

- **学校施設（給食施設含む）の災害復旧**
仮設寄宿舎や暖房設備、仮設トイレ等の整備や他施設を仮教室として間借りする場合の借上料に加え、新たに配置する教員等の仮宿泊室の整備や教職調理場等の仮設浄化槽の設置、仮設グラウンドの造成も補助対象に追加。市町とのホットラインを開設する等の技術的支援。
- **専門家の派遣**
学校の早期再開に向けて、建物の応急危険度判定を行うための調査団を派遣。（1/11～22）被災建物の状況を踏まえ、建て直すか補修するかについて建築構造の専門家を派遣（2/15～3/15）
学校施設においては、58施設191棟の調査を行い、校舎・体育館等では13施設23棟が改築判定となった。

学校施設の早期復旧に向けた支援

◆ 災害復旧制度における柔軟な対応（補助対象の拡充、申請手続きの簡素化等）

令和6年能登半島地震が激甚災害に指定されたことに伴い、学校施設等の復旧に係る経費の国庫補助率の嵩上げ※1を行うとともに、国庫補助の対象を拡充※2。また、申請に必要となる被害写真や、詳細な図面等の提出も省略可能とした。

※1 国庫補助率の嵩上げ：通常 2/3 補助 →自治体の財政力に応じて嵩上げ（公立学校の場合）

※2 補助対象の拡充：仮設寄宿舍や暖房設備、仮設トイレ等の整備、他施設を間借りする場合の借上料に加え、以下を補助対象に追加

- 奥能登の学校で新たに配置される教職員が道路等の被災により通勤困難な場合の仮宿泊室の整備
- 地域全体で排水施設の復旧見通しが立たない場合の給食調理場等の仮設浄化槽の設置

◆ 文部科学省職員や建築構造の専門家による技術的支援

応急危険度判定：被災した学校施設等の早期復旧に向け、文部科学省から石川県へ調査団を派遣し、当面の使用の可否（危険度）を判定する応急危険度判定を実施済。

珠洲市、輪島市、穴水町、能登町、七尾市の公立学校 58 校を調査。

うち、構造体（柱、梁等）の損傷や土砂崩れの影響等により危険と判定された校舎・体育館を有する学校：13 校

被災度区分判定：応急危険度判定の結果等を踏まえ、建物の構造体に大きな被害があった施設について、専門家により建物の建替えが必要か否かの判定を行う被災度区分判定を日本建築学会に委託。3月15日に現地調査完了し、速報として判定結果を自治体へ送付済。

調査施設数：91 施設（学校58 校、社会教育施設 33 施設）

◆ 市町とのホットラインとなる相談窓口の設置

災害復旧制度の手続き面の相談や、被災施設の仮使用のための応急措置や仮設校舎の建設、校舎の復旧方法など、応急処置から本格的な復旧までの各フェーズに係る技術的な相談を受け付ける窓口を設置。

公立学校施設の災害復旧事業

趣旨

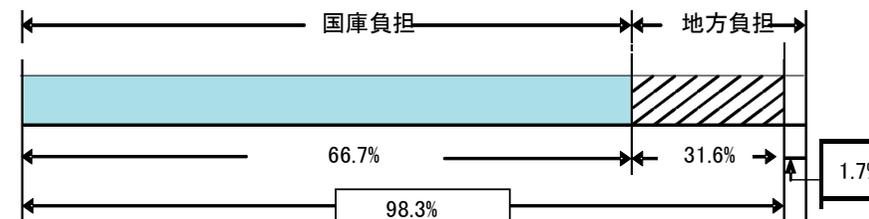
公立学校施設災害復旧費国庫負担法等に基づき公立学校の施設の災害復旧に要する経費の一部を負担（補助）することにより、学校教育の円滑な実施を確保する。

事業内容

補助率

- 2 / 3（離島等 4 / 5）
 - 地方交付税算定の際に、元利償還費の 9.5% が基準財政需要額に算入されるため、実質的な地方負担は 1.7%
 - 激甚災害の対象となった場合は、設置者の財政状況に応じて国庫負担率を引き上げ

【通常災害の場合（負担率 2 / 3 の場合）】



補助対象施設

- 負担金・・・公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び学校給食センター等の施設（建物、工作物、土地、設備）
- 補助金・・・教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧等に伴う応急仮設校舎又は既設校舎の臨時改修、降灰除去（補助率1/2）

採択範囲

- 降雨・・・最大24時間雨量80mm以上 等
- 暴風・・・最大風速15m/s以上（10分間平均の風速）
- 洪水、高潮、津波等・・・被害の程度が比較的軽微なものと認められないもの
- その他・・・地震、大火、融雪、竜巻、落雷、噴火 等

